

『医療系介護報酬改定のポイント』2024年版 正誤及び追補

※訂正箇所はゴシック太字下線表示。但し、下線等の訂正は「訂正箇所」欄に注釈で示す。(2024. 3. 29 現在)

頁	訂正箇所	誤	正
	右の文言がある場所	高齢者虐待防止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算
147	上から6行目 ～10行目	(2) 指定訪問リハビリテーション事業所の医師の診療に基づき、情報提供を受けた別の医療機関の医師が診療し、訪問リハビリを実施する場合のリハビリテーション計画書については、別紙様式2-2-1を持ってそれに替えてもよいとする取扱いについて、これまでの通知が廃止され、新たに「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」(令和6年3月15日通知)(⇒P●●)の別紙様式2-2-1を使用することとされた。	【編注】訪問リハビリのみの取扱いのため、左を全文削除してください。
147	下から15行目	…することが義務付けられる。なお、介護医療院サービス費にも同様。	…することが義務付けられる。
147	下から12行目	(7) 身体拘束等の適正化の推進として下記を実施する。 なお、介護医療院サービス費は従来から身体拘束適正化の推進が求められている。	(7) 身体拘束等の適正化の推進として下記を実施する。
148	上から14行目	…の1を減算する。 介護医療院サービス費も同様。 高齢者虐待防止の取り組みは、下記を参照。	…の1を減算する。高齢者虐待防止の取り組みは、下記を参照。
148	上から21行目	なお、 介護医療院サービス費にも新設されたが、減算割合が異なる。 業務継続計画の…	なお、業務継続計画の…
149	下から11行目	ファレンスに参加し、退院時共同指導を行い、初回訪問リハを行った場合に、…	ファレンスに参加し、退院時共同指導を行い、初回 通所リハ を行った場合に、…
187	上から12行目	ただし、 感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画を策定している場合は、 2025年3月31日までの間は、この規定は適用しない。	ただし、2025年3月31日までの間は、この規定は適用しない。
211	下から2行目	…別紙様式6等により提供する。	…別紙様式6 (⇒P49) 等により提供する。
213	上から6行目 ～10行目	(室料相当額減算(26単位/日))【新設】(2025年8月実施)(要支援・要介護) (20) その他型及び療養型病室において、2025年8月より室料相当減額が新設される。療養室の床面積が8㎡以上の場合、1日につき26単位を所定単位数から減算する。 (編注：特定入所者介護サービス費(補足給付)の改定内容はまだ示されていないが、利用者負担段階1～3までは補足給付され、負担は増加しない見込みである)	【編注】病院・診療所の短期入所療養介護には、室料相当額減算は設定されないため、213頁、235頁とも、左を全文削除してください。
236	上から4行目 ～8行目		
251	下から7行目	従前の加算の要件に(Ⅰ)に加え、下記ア～ウの要件を満たすことが必要とされた。	加算(Ⅱ)に加え、下記ア～ウの要件を満たすことが必要とされた。
254	下から12行目	(32) 認知症チームケア推進加算が新設された。下記の基準を満たして届け出た施設で、 下記の対象者に…	(32) 認知症チームケア推進加算が新設された。下記の基準を満たして届け出た施設で、 「周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする(日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する人)」 に…
255	下から8行目	(38) 新興感染症等施設療養費が新設された。入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した	(38) 新興感染症等施設療養費が新設された。入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症 (令和6年4月時点において指定している感染症はない) に感染した
305	下から1行目	…動・心理症状の予防等に資するチームケアを提供した場合に算定できる。…	…動・心理症状の予防等に資するチームケアを 「周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする(日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する人)」 に提供した場合に算定できる。…
306	下から10行目	(21) 入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、…	(21) 入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症 (令和6年4月時点において指定している感染症はない) に感染した場合に相談対応、診療、…
334	上から1行目	…別紙様式6等により提供する。	…別紙様式6 (⇒P49) 等により提供する。
374	上から1行目	第6節 介護職員等処遇改善加算	第6章 介護職員等処遇改善加算

最新の正誤表については、保団連 HP (<https://hodanren.doc-net.or.jp/>) でも紹介しておりますので、ご確認ください。